



外国人に支払う給与から源泉徴収する？

外国人を雇用する企業は、給与を支払う際、所得税や住民税を控除することになります。日本人に給与を支払う場合と違いがあるかどうか、見ていきましょう。

※日本と租税条約を締結している国の外国人など、特別なケースがあります。

「居住者」か「非居住者」か

外国人に給与を支払う際は、源泉所得税（所得税と復興特別所得税）を控除しなければなりません。ただし、その方法は外国人が「居住者」なのか、「非居住者」なのかによって異なります。

「居住者」である場合には、日本人と同様に給与所得の源泉徴収税額表を用いて、該当する額の源泉所得税を徴収します。また、年末調整により年税額を精算することもできます。

「非居住者」である場合には、原則として20.42%の税率で源泉徴収をおこない、年末調整はしません。

この居住者と非居住者の違いですが、居住者とは、国内に住所があるか、または、現在まで引き続いて1年以上居所がある個人をいいます。

住所とは、「生活の本拠」のことをいい、居所とは「生活の本拠という程度には至らないが、個人が現実に住んでいる場所」をいいます。

一般に、企業に勤務している人は住所を有する「居住者」と考えてよいでしょう。逆に「非居住者」になるのは、日本の企業から給与を受けながら、海外で活動するなどのケースです。



住民税もかかる

住民税は、国籍にかかわらず市区町村に住所がある個人に課税されます。住所があるかどうかは、その年の1月1日で判断します。

非居住者については、当然、住所を有さないため住民税は課税されません。また、住民税は前年の所得によって課税されるため、日本に入学したばかりの外国人は住民税がかかっていません。



労働ひとこと

政府は7月、令和元年度の「経済財政白書」を公表しました。

白書では、長期雇用や年功的な賃金制度を特徴とする「日本的雇用慣行」が、多様な人材の活躍に向けた弊害になっているとして、

見直しが重要だと強調しています。

かつては一定の合理性があった日本的雇用ですが、現在の日本経済を取り巻く環境を考えると、限界がみ

られています。

例えば、企業内の訓練や職場経験だけで育った従業員は、思考や知識が同質的になりがちで、創造的な仕

日本的雇用慣行の見直しが重要

事が苦手な傾向があること、技術の進歩が速い現在では若いころに身につけたスキルが陳腐化しやすいことなどを指摘しています。

このほか日本的雇用慣行については、出産・育児等が女性に不利に働く、中途・経験者採用・外国人材等の外部の優秀な人材が活躍できない、生産性に応じた賃金が支払われない、年功制度維持のため定年後の再雇用時に処遇が悪化する、といった様々な問題が指摘されています。

白書では、「労使間の意識が変化していくことで日本的雇用慣行の見直しが加速していくことが見込まれる」としています。